

A 障がいのある人とない人の交流の機会の創出

① 学校における障がいのある人との交流

障がいのある人との交流を通じ、障がいへの理解を深め、地域の中で障がいのある人と助け合い支え合うことを学び、「こころのバリアフリー」を推進する。
また、各学校において障がい者を招いて福祉教育を行う場合の謝礼補助の予算枠を拡充し、共生社会について学ぶ機会の拡充を図る。

- ゲストティーチャーへの謝礼補助【継続】（目標：〔通常枠〕小・中学校24校〔ろう者枠〕小・中学校15校）
- ゲストティーチャーリストの活用【継続】



B 一般企業への周知啓発

① 障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発

世代を問わず多くの市民が行き交う公共空間（バスターミナル等）に障がい者アートを展示することにより、障がいや障がい者に対して関わりがなかった市民から障がい者の文化芸術活動について知ってもらい、共生社会への理解を深めてもらう。

また、子どもやその保護者が多く訪れる公共施設等において障がい者アートを展示し、共生社会や共生条例について知り、認識を深めてもらうためのきっかけをつくる。

＜展示場所（検討・調整中）＞

- バスターミナル（新潟駅南口）【継続】
- 子ども等が多く利用する施設【継続】
- その他商業施設、公共施設など【調整中】



② ともにEntrance（共生社会に関心のある企業ネットワークの構築）

共生社会づくりに関心を有する企業等のネットワークを強化し、情報交換やノウハウ共有を促進することで、民間における共生社会づくりの動きを活性化させる。また、障がい者アートを活用したオリジナルポスター制作に若年層から取り組んでもらうことを継続するとともに、若年層と加入企業の交流を生み出し、相乗効果による斬新なアイデアや取り組みの創出を目指す。

- 公式ポスター、ステッカーの制作及び掲示【継続】
- 情報交換会の開催及び広報紙の発行【継続】
- 企業間ネットワークの強化【継続】
- 公式ホームページにおける加入企業の活動紹介【継続】



② 若年層の認知度向上に向けた取組の実施

令和4年度から実施している学生を対象としたワークショップを継続し、若い世代に共生について考えてもらう機会を提供することで、若年層の条例認知度向上につなげる。併せて、若年層から広く市民に共生について認識を深めてもらうためのアイデアを募り、今後の施策に活かす。

- 学生を対象としたワークショップの開催【継続】
- 中学校での出前講座の実施【継続】



C わかりやすい広報

① 共生条例の普及・啓発イベントの実施

共生条例の存在を市民から知ってもらうために、多くの市民が訪れる場所に特設ブースを設け、パンフレットの配布などの周知活動を行うとともに、条例の認知度調査を併せて実施する。障がい者週間をはじめ、障がい福祉に関係しないイベントや施設においてもパネル展示などの周知啓発活動を積極的に行い、条例認知度の向上を目指す。

- イベントにおける周知啓発物品の配布【継続】
- 公的施設でのパネル等の展示【継続】
- 子どもや保護者等が多く利用する施設における周知啓発用ポケットティッシュの配布【継続】

③ 市民・事業者に向けた広報の実施

令和6年度からの改正差別解消法の施行にあわせ、改めて共生条例を広く市民・事業者へ周知するとともに、平成31年4月1日から施行している新潟市手話言語条例についても、啓発パンフレットを活用しながら周知を図る。

- 共生条例の普及・啓発動画を活用した周知啓発【継続】
- 手話言語条例の啓発パンフレットによる広報の実施【新規】